

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和8年7月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
--------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2600018号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2600009号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月14日の標準賞与額を40万5,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成30年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月14日

請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)、A社が加入していたB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(写)及び同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書(写)から判断すると、請求者は当該期間に同社から標準賞与額40万5,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月14日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500467号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2600007号

第1 結論

平成18年1月から平成23年12月までの請求期間については、請求者が主張する記録に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年1月から平成23年12月まで

平成15年7月16日にA社にて厚生年金保険に加入した後、その際に発行された年金手帳とは別の年金手帳が郵送で自宅に届いた。A社を平成18年1月15日に退職した際には、同社から厚生年金保険の年金手帳を渡されたため、異なる基礎年金番号の年金手帳が2冊手元にあった。その後B社(当時は、C社)に就職したが、A社において厚生年金保険に加入した時に発行された基礎年金番号ではない方の基礎年金番号で国民年金の納付書が届き、学生である場合は納付猶予申請をするように書かれていた。そのことを不審に思った母が年金事務所に確認したところ、本来一人一番号の基礎年金番号が複数存在していることが発覚し修正するとの話であったが、現在の年金記録を確認すると未加入となっているため、未加入とされている期間について、国民年金の被保険者期間として正しい資格記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成15年7月に厚生年金保険に加入しているときに別の番号の年金手帳が届き、その後、当該番号による国民年金保険料の納付書が届いたと述べている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者には、20歳到達を事由として基礎年金番号(*)が付番されており、当該番号により、A社における厚生年金保険の資格取得(取得日:平成15年7月16日)の処理が行われ、その後、請求者の同社における厚生年金保険の資格喪失日である平成18年1月16日を勧奨事象発生日とする国民年金に係る第1号・第3号被保険者取得勧奨(勧奨関連対象者一覧作成年月日:平成19年8月24日)及び未加入期間国年適用勧奨(勧奨関連対象者一覧作成年月日:平成24年8月22日)が、請求者に対して当該番号で行われていたことは確認できるものの、請求期間に係る国民年金の加入手続が行われた形跡は見当たらない。

また、請求者は、自身の基礎年金番号が2つあったと主張しているものの、社会保険オンラ

インシステムによる氏名検索の結果、請求者に「＊」とは別の基礎年金番号が付番された形跡はない上、請求期間については国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料の納付書は発行されない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことを踏まえると当該期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者の主張する記録であることを示す関連資料はなく、請求者の主張する記録であることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する記録に訂正することはできない。